

2020年度版

信用保証のごあんない

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



©光プロダクション

信用保証で秋田県の中小企業を応援します



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>



信用保証協会について

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された**公的保証機関**です。中小企業・小規模事業者の方々が金融機関から事業資金を借入れする際に**公的な保証人**となることで資金調達の円滑化を図ると共に、様々な経営支援を通じ、地域の中小企業・小規模事業者の**健全で力強い発展を応援**することを目的としています。

信用保証の利用メリット

●金融機関からの融資がスムーズに受けられます。

これから創業される方や金融機関との取引が初めての方でも信用保証を利用して融資が受けられます。また、当協会が公的な保証人となることで借入しやすくなるとともに、金融機関のプロパー融資との併用により借入枠も拡大されます。

●原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

連帯保証人のいない方でも融資を受けられます。

経営者の連帯保証人参加を不要とする取り扱いについて

次の要件に合致する場合は、会社代表者の方の連帯保証を不要として対応します。

| 種類 | 要件の概要 |
|---------|---|
| 金融機関連携型 | お取引金融機関から、代表者の連帯保証を不要とするプロパー借入が有り、一定の財務要件に合致する方 |
| 財務型 | 自己資本比率や純資産倍率など、一定の財務要件に合致する方 |
| 担保型 | 不動産担保により十分な保全をご提供いただく場合 |

●低利固定金利や長期の融資が受けられます。

県や市町村のバックアップにより、借入利率や保証料、借入期間の優遇された保証制度をご利用いただけます。

●目的に応じた豊富な保証制度がそろっています。

当協会では、県や市町村の保証制度の他にも、独自の保証制度を準備して、事業を行う皆様の多様な資金ニーズにお応えしています。

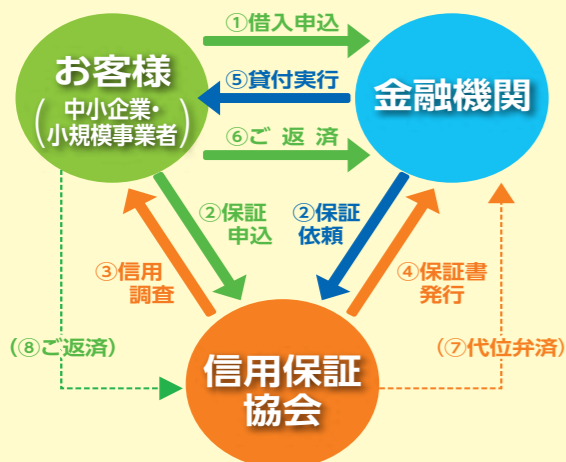
●不動産担保を有効活用できます。

当協会に担保を差入れていただいた場合、いずれの金融機関からの借入にも利用できます。また、担保設定時の登録免許税は通常よりも軽減（4/1000→1.5/1000）されています。

●専門家からのアドバイスが無料*で受けられます。

販路開拓や経営改善支援など、専門家から無料でアドバイスを受けることができます。

*派遣可能回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。



信用保証の仕組み

- ①金融機関窓口を經由してお申しいただけます。
- ②お客様・金融機関の双方から信用保証の申込（依頼）をいただきます。
- ③保証協会がお客様の企業内容や資金の効果を調査します。
- ④保証協会は金融機関に対し、信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関が信用保証書の内容に基づき貸付実行します。
- ⑥借入時の約定に従ってご返済いただけます。
- ⑦万一、業況の悪化等からご返済ができなくなった場合は、保証協会がお客様に代わって金融機関に立替払い（代位弁済）いたします。
- ⑧代位弁済後は、お客様の状況等に応じた新たな条件で、保証協会にご返済していただけます。

秋田県信用保証協会のご利用について

保証をご利用いただける方は、下記の項目に該当する方となります。

所在地、営業実績

原則として秋田県内に事業所（店舗・事務所・工場等）があって、現在適法に事業を営んでいる方。なお、創業を予定している方、創業間もない方もご利用いただける制度があります。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、下表に該当している方

| 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|------------------|-----------|--------|
| 製造業等（建設業、運送業等含む） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業 | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 情報処理サービス業 | | |
| 旅行業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| 旅館業 | | |
| 医療法人等 | - | 300人以下 |

ただし、NPO法人の場合は、下記の項目に該当する方となります。

| 業種 | 従業員数 |
|-------------------|--------|
| 製造業等（建設業、運送業等を含む） | 300人以下 |
| 卸売業・サービス業 | 100人以下 |
| 小売業 | 50人以下 |

業種

ほとんど全ての業種を保証の対象としていますが、農林漁業、金融・保険業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

許認可

許認可を必要とする業種を営んでいる場合、許認可を取得済みの方。

保証限度額

個人・法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

*この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠があります。

保証期間

運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内

資金用途

事業に必要な運転資金、設備資金

*住宅建築資金などの事業外資金、当面利用予定の無い不動産取得資金など投機的な資金は対象となりません。

連帯保証人

原則として、個人は不要、法人は代表者のみ（一定の条件下で、法人の代表者も不要）

担保

不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。

*ただしお客様の事業規模、決算状況等により無担保での取扱可能額は異なります。

保証審査

保証審査は決算内容のみではなく、次のような項目を踏まえて総合的に行っています。

- 経営実態、金融機関取引状況、所有不動産状況、担保設定状況
- 支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
- 技術力、商品開発力、公的機関の認定
- 今後の成長性、経営計画

赤字・債務超過となっている方でも、今後の見通しや再建のための事業計画の策定等により、企業維持が可能と見込まれればご利用いただけます。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

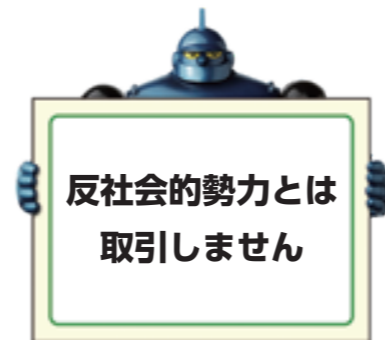
次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- 社会保険料、税金を滞納している
- 前回の保証条件が不履行となっている
- 信用保証料が未納となっている
- 現在保証を受けている債務が延滞中である（連帯保証人を含む）
- 融通手形を利用している
- 高利借入を利用している
- 社外へ資金が流出している
- 設備資金の場合、自己資金が不足している
- 当協会または他県の信用保証協会に代位弁済を受けた債務の連帯保証人となっている

保証をご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証をご利用いただくことができません。

- 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない方（創業者等を除く）
- 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6ヶ月以内の方を含む）または電子記録債権機関の取引不能・停止処分を受けている方
- 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、支払いの終わっていない方
- 競売、差押、破産等の法的手続き中の方
- 反社会的勢力等が介在していると認められる場合



責任共有制度について

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担をはかり、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった支援を行うことを目的としています。（※金融機関は代位弁済額の20%程度を負担）

なお、ほとんどの保証が責任共有制度の対象となりますが、**創業者や小規模事業者**を対象とした責任共有対象外の保証制度もあります。

信用保証料について

信用保証協会のご利用に当たっては、信用保証料をご負担いただきます。信用保証料は、お借入金額に、お客様の財務内容等により決定した保証料率を乗じて計算します。

保証料率表（基準となる料率）

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率 (下段は特殊料率) | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| | 1.62 | 1.49 | 1.32 | 1.15 | 0.98 | 0.85 | 0.68 | 0.51 | 0.39 |
| 責任共有外保証料率 (下段は特殊料率) | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |
| | 1.87 | 1.70 | 1.53 | 1.36 | 1.15 | 0.94 | 0.77 | 0.60 | 0.43 |

※特殊料率は、当座貸越やカードローン等、限度額を定めて一定期間繰り返しご利用いただく場合に適用します。

信用保証料の計算方法

一括返済の場合 信用保証料 = 借入金額 × 保証料率 × 保証期間

分割返済の場合 信用保証料 = 借入金額 × 保証料率 × 保証期間 × 分割返済係数

分割返済係数表（均等分割返済の場合）

| 返済回数 | 2回～6回 | 7回～12回 | 13回～24回 | 25回以上 |
|--------|-------|--------|---------|-------|
| 分割返済係数 | 0.70 | 0.65 | 0.60 | 0.55 |

【定性要因に基づく保証料割引】

- ① 有担保割引 土地・建物などの物的担保をご提供いただいた場合は、当該担保の評価額に応じ、0.1%の割引を行います。
- ② 会計処理割引 会社法に定める『会計参与』を設置している会社については0.1%の割引を行います。

信用保証協会団体信用生命保険制度について

経営者の方のご家族や、事業の承継を予定されている方の安心のため、団体信用生命保険（保証協会団信）にご加入いただけます。（加入にあたっては所定の特約料をご負担いただきます。）ご加入手続きは簡単ですので、ぜひご利用下さい。

なお、**団信加入と信用保証の可否は全く関係ありません。**

| | |
|--------|--|
| 制度のしくみ | 個別の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」）と生命保険会社の間で、中小企業等を被保険者とする団体信用生命保険契約を結びます。 保証協会団信付の保証債務が完済する前に被保険者が死亡・高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済します。 |
| 加入資格 | 加入申込日現在、満20歳以上満71歳未満の方で次に該当する方 ・個人事業主 ・中小企業・小規模事業者該当する法人の代表者で、かつ保証付融資の連帯保証人となる方 ※組合、医療法人等は加入の対象となりません。 |
| 融資形式 | 融資金額100万円以上で期間1年以上の分割返済 ※ご加入いただける保険金額は、1被保険者1億円が限度です。 |

主な保証制度一覧（秋田県制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和2年7月1日現在

| 制度名 | | 略称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 (%) ※① | 保証料率 (企業負担、%) | 担保 | 取扱金融機関 | 備考 | |
|---------------|------------------------------|--------------------|----------------------|----------------|--|---|---|--|---|--|
| 中小企業振興資金 | 一般資金 | 振興固定 | 1億円 | 運転7年 設備10年 | 1.95 | 1.55以内 (※②) | 必要に応じ | 秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 | 借入から完済まで借入利率が一定となります。 | |
| | | 振興変動 | | 運転10年 設備15年 | 1.70 (※⑥) | | | | 借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。 | |
| | | 働き方改革 支援枠 | | 固定 | 運転7年 設備10年 | | | | 1.75 | 経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「秋田県健康経営優良法人（秋田県認定）」のいずれかを取得している企業が対象となります。 |
| | | | | 変動 | 運転10年 設備15年 | | | | 1.50 | |
| | 小規模事業振興資金 | マルチ小 ICT導入支援枠 | (県小口と合算で) 2,000万円 | 運転7年 設備10年 | 1.95 1.55 | 0.45以内 (※③) | | | 従業員数20名以下（商業、サービス業は5名以下）の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。 | |
| | 流動資産融資保証 | 県ABL | 1億円 | 1年 (更新可) | 1.60 | 0.68以内 | 在庫または 売掛債権のみ | | 在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。 | |
| 中小企業災害復旧資金 | 災害復旧 | 3,000万円 | 10年 | 1.35 | 0 | 原則不要 | 災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。（市町村の罹災証明が必要です。） | | | |
| 経営安定資金 | 経営安定資金 | 通常枠 | 8,000万円 | 10年 | 1.55 | 1.55以内 (※②) | 必要に応じ | 秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 | この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上 | |
| | | | | | | 連倒 | | | 1.55以内 (※③) | 倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有する企業が対象です。 |
| | | 消費税 | | | | 1.55以内 (※②) | | | 令和元年10月1日の消費税増税後の直近3ヵ月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していることについて商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。 | |
| | | 経営力強化枠 | | | | 2億円 | | | 運転5年 設備7年 | 1.55 |
| | 借換枠 | 2億8千万円 | 10年 | 1.40 | 1.55以内 | 既存の緊急経済対策枠及び23年地震資金の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。 | | | | |
| | 特別改善枠 | 8,000万円 5,000万円 | 12年 | 1.95 | 1.55以内 (※②) | 中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。 | | | | |
| その他 | 事業革新資金 | 新事業事業革新 | 1億円 | 10年 | 1.30 | 0.60以内 | 必要に応じ | 商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。 この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農工商応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場（海外を含む）進出による事業展開を図ろうとする方 | | |
| | 再生可能エネルギー設備資金 | エネルギー設備 | 2億円 | 15年 | 1.30 | 1.07以内 | 必要に応じ | 秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 | 発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。 | |
| | 再生可能エネルギー導入支援資金 | エネルギー支援 | 2億8千万円 | | | 1.55以内 (※④) | | | 発電事業を行う方の必要資金を支援します。 | |
| | 中小企業連携支援資金 | グループ連携 | 5,000万円 | 10年 | 1.30 | 0.60以内 | 必要に応じ | | 異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。 | |
| | 秋田県事業承継資金 | 県事業承継 | 1億円 (※⑦) | 10年 | 1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けている方は1.10%) | 0.60以内 (※⑤) | 必要に応じ | | 次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。） ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方 | |
| | 秋田県事業承継資金 融資特別保証 | バトンタッチ | 2億円 | 10年 | 1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けている方は1.10%) | 0.60以内 (経営者保証コーディネーターの確認を受けている方は0%) | 必要に応じ | | 事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証料率を引き下げます。 | |
| 中小企業アグリサポート資金 | 県アグリ | 2,500万円 | 10年 | 1.55 | 0.60以内 | | 農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。（農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く） | | | |
| 責任共有制度の対象除外資金 | 秋田県小口零細企業保証 | 県小口 | (小規模と合算で) 2,000万円 | 運転7年 設備10年 | 1.75 | 0.50以内 | 原則不要 | 従業員20名（商業・サービス業は5名）以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。 | | |
| | 秋田県創業支援資金 | 県創業関連 創業等関連 | 3,500万円 (※⑧) | 10年 | 1.30 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%) | 0.60以内 | 不要 | これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。 上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。 | | |
| | | 女性・若者支援枠 | 2,500万円 (※⑧) | | | | | | 1.10 | 0 |
| | 秋田県再建企業 特別融資資金 | 県再起 | 2,000万円 (※⑨) | 10年 | 金融機関所定 | 0.70以内 | 不要 | | 過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。 | |
| 県事業再生 | | 1億円 | 1年 | 金融機関所定 | 1.2以内 | 必要に応じ | 法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。 | | | |
| 秋田県の特別保証制度 | 秋田県経営安定資金 新型コロナウイルス感染症対策枠 | 県コロナ対策 | 5,000万円 | 10年 | 1.35※⑩ | 1.40以内※⑪ | 原則不要 | 秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年1月以降の直近3ヵ月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少している方が対象です。 | |
| | 秋田県危機関連融資 | 県危機関連コロナ | 5,000万円 | 10年 | 1.15 | 0 | | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方が対象です。 | | |
| | 秋田県新型コロナウイルス 感染症対応融資 | 国無利子 | 4,000万円 | 10年 | 1.15又は1.35※⑫ | 0 | | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号又は5号、危機関連保証の規定による市町村長の認定を受けた方が対象です。 | | |
| | 秋田県経営安定資金 危機対策特別枠 | 県無利子 | | 10年 | 1.35※⑬ | 0 | | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証5号の規定による市町村長の認定を受けた法人又は個人（小規模以外）で、売上減少率が5%～15%未満の方が対象です。※小規模以外とは「従業員20名（商業・サービス業は5名）以下」に該当しない方。 | | |

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。（県ABL、借換枠、エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く） ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。
 ※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※④ セーフティネット5号・7号認定を併用する場合の保証料率は、0.76%となります。 ※⑤ セーフティネット1号～4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。 ※⑥ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑦ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円 ※⑧ 2,000万円を超えるお申込みについては2口のお借り入れとなります。 ※⑨ 創業支援資金をお使いの方は別途限度額の定めがございます。詳しくはお問い合わせください。
 ※⑩ セーフティネット保証4号認定を併用する場合は、▲0.2ポイントとなります。 ※⑪ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は4号認定の場合0.68%、5号認定の場合0.56%となります。 ※⑫ 一部の対象者を除き、国から利子補給があります（貸付から3年間）。4年目以降の利率はセーフティネット保証4号、危機関連保証の場合1.15%、セーフティネット保証5号の場合、1.35%となります。 ※⑬ 県から利子補給があります（貸付から3年間）。4年目以降の利率は1.35%となります。

主な保証制度一覧（国制度・協会制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和2年7月1日現在

| 制度名 | 略称 | 借入限度額 | 保証期間 | 借入利率 (%) | 保証料率 (企業負担、%) | 担保 | 取扱金融機関 | 備考 | | |
|---------------|--------------|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--------|--------|--|---|---|
| 国・保証協会の特別保証制度 | 継続型短期融資保証 | 継続短期 | (保証限度額) 100万円以上5,000千円以下 | 1年 (ただし、5回まで更新可能) | 1.5以内 | 1.80以内 | 必要に応じ | 約束手締結金融機関 | 経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。 | |
| | 経営相談付長期設備資金 | 順風満帆 | (保証限度額) 2,000万円以上2億8千円以下 | 20年 | | 1.80以内 | | | 必要に応じ | 設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。 |
| | 当座貸越根保証 | 当貸 | (保証限度額) 2億8千円 | 2年 (更新可) | 1.62以内 | 1.62以内 | 原則不要 | 秋田銀行、北部銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸、特定社債除く)、みずほ銀行、三菱UFJ銀行(特定社債のみ)、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(カード、カードmini除く)、東北銀行、七十七銀行、さらやか銀行、北日本銀行(特定社債除く)、商工中金(カード、カードmini除く)、かづの農協(当貸のみ) | 予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。 | |
| | 事業者カードローン | カード | (保証限度額) 2,000万円 | | | | | | 原則不要 | 金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。 |
| | 小規模企業者カードローン | カードmini | (保証限度額) 一般枠：300万円 創業者枠：100万円 | | | | | | 原則不要 | 従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調度を支援します。 |
| | 経営承継関連保証 | 経営承継 | (保証限度額) 2億8千円 | 運転10年 設備15年 | 金融機関所定 | 1.90以内 | 必要に応じ | 約束手締結金融機関 | 事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など) | |
| | 特定経営承継関連保証 | 特定経営承継 | (保証限度額) 2億8千円 | | | | | | 事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など) | |
| | 経営承継準備関連保証 | 経営承継準備 | (保証限度額) 2億8千円 | | | | | | 他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など) | |
| | 特定経営承継準備関連保証 | 特定経営承継準備 | (保証限度額) 2億8千円 | | | | | | 事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など) | |
| | 事業承継特別保証制度 | 承継特別 | (保証限度額) 2億8千円 | 10年 | 1.90以内 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合1.15以内) | 1.90以内 | 原則不要 | 約束手締結金融機関 | 事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。事業承継ネットワーク等が雇用する経営者コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。 | |
| 税理士推薦特別保証 | 税理士推薦 | (保証限度額) 2,000万円 (直近における平均月商の3カ月の範囲内) | 1.90以内 | | | | | | 原則不要 | 東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調度を支援します。 |
| 流動資産担保融資保証 | 流動資産 | (保証限度額) 2億円 | 1年 (更新可) | | | | | | 0.68以内 | 在庫または売掛債権のみ |

継続型短期融資「継続短期」

経常運転資金の一部について短期資金を一定期間継続してご利用いただくことにより、ご利用期間中の安定した資金繰りを確保していただけます。

- 本制度の特徴
- 利用期間中は約定返済なしで、手元資金に余裕を持たせることができます。
 - 1年ごとに要件チェックを行い、初回申込から最大で5回更新可能です。

- 以下の要件に該当する方がご利用できます。
- ☑利用要件チェック
 - ①お申込金融機関からのお借入れがある方(既存の保証協会付借入を除く)
 - ②法人の場合、直近決算にて経常利益を計上している方
 - ③個人の場合、直近の確定申告における申告所得額が200万円以上の方

| | |
|-------|---|
| 借入限度額 | 100万円以上5,000万円以内 (ただし直近決算における平均月月商の2倍以内) |
| 保証期間 | 1年以内 (ただし初回利用時の終期は確定決算の申告期限から概ね2ヵ月以内) |
| 借入利率 | 1.5%を上限として、各金融機関が定めます。 |
| 保証料率 | 1.80%以内 (申込時の信用力より0.1%低い料率を適用) |
| 資金使途 | 運転資金・軽微な設備資金 ※初回申込時は申込金額の30%を上限として、既存の保証協会付借入の借り換えが可能です。 |

小規模企業者カードローン(カードmini)

事業資金をタイムリーにご利用いただけるカードローンにより、小規模企業者の経営の安定と、健全な発展を応援します。

- 本制度の特徴
- あらかじめ利用可能な金額を枠として定めておき、その枠の範囲内であれば、必要な時に必要な資金をご利用できます。
 - 1年又は2年ごとに要件チェックを行い、更新による継続利用も可能です。

- 以下の要件に該当する小規模企業者の方がご利用できます。
- 小規模企業者…常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下であること
- ☑利用要件チェック
 - 【一般枠】
 - ①業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っている方
 - ②最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは債務超過でないこと
 - 【創業者枠】
 - ①創業計画書が提出できること
 - ②事業を開始していることを確認できる書類の提出ができること

| | | |
|-------|-------------|---|
| 借入限度額 | 一般枠 | 300万円 ※平均月商の3ヶ月以内で本制度を含む保証残高が3,000万円以内 |
| | 創業者枠 | 100万円 ※本制度を含む保証残高が3,000万円以内 |
| 保証期間 | 1年又は2年(更新可) | |
| 借入利率 | 金融機関所定利率 | |
| 保証料率 | 0.39%~1.62% | |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 | |

税理士推薦特別保証

東北税理士会秋田県支部連合会、金融機関、保証協会が連携して、円滑な事業資金調度を支援します。

- 本制度の特徴
- 東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人の推薦を受けることで、迅速な保証審査が可能となります。

- 以下の要件に該当する方がご利用できます。
- ☑利用要件チェック
 - ①東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している
 - ②顧問契約を締結している税理士及び税理士法人が月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す

| | |
|-------|---|
| 借入限度額 | 2,000万円以下 (平均月商の3カ月分または2,000万円以内のどちらか低い額) ※本制度を含む保証残高が8,000万円以内 |
| 保証期間 | 10年以内 |
| 借入利率 | 金融機関所定利率 |
| 保証料率 | 1.90%以内 (所定のチェックリストを提出した場合、0.1%割引) |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金 |

秋田県事業承継資金融資特別保証「バトンタッチ」

事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。

- 本制度の特徴
- 経営者保証を不要とすることができる。
 - 既存の借入金(経営者保証あり)について、本制度(経営者保証なし)で借り換えが可能

- 以下の要件に該当する方がご利用できます。
- ☑利用要件チェック
 - ①これから事業承継を予定している方又は令和2年1月以降に事業承継し、3年経過していない方
 - ②資産超過、返済緩和している借入金がない、法人と経営者の分離がなされている、EBITDA有利子負債倍率10倍以内であること

| | |
|-------|--|
| 借入限度額 | 2億円以内 |
| 保証期間 | 10年(据置期間1年)以内 |
| 借入利率 | 1.30% (経営者コーディネーターの確認を受けた場合、1.10%) |
| 保証料率 | 0.60%以内 (経営者コーディネーターの確認を受けた場合、0%) |
| 資金使途 | 事業承継時までに必要な資金 既存の借入金返済資金 ※ただし、事業承継済みの方は、事業承継前の既存の借入金返済資金に限る。 |

主な保証制度一覧（市町村制度）

令和2年7月1日現在

① 一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

| 市町村名 | 略称 | 資金用途 | 借入限度額 | 借入期間 | 借入金利 (%) |
|-------|-----|---------|---------|------|----------|
| 秋田市 | マル市 | 運転・設備 | 3,000万円 | 10年 | 1.75 |
| 男鹿市 | マル男 | | 1,500万円 | | |
| 潟上市 | マルK | | 2,000万円 | | |
| 五城目町 | マル五 | | 1,000万円 | | |
| 八郎潟町 | マル八 | | 1,000万円 | | |
| 井川町 | マル井 | | 1,000万円 | | |
| 大潟村 | マル潟 | 1,000万円 | | | |
| 大館市 | マル大 | 運転・設備 | 2,000万円 | 10年 | 1.75 |
| 鹿角市 | マル鹿 | | 2,000万円 | | |
| 北秋田市 | マル北 | | 1,000万円 | | |
| 小坂町 | マル坂 | | 1,000万円 | | |
| 上小阿仁村 | マル上 | 1,000万円 | | | |
| 能代市 | マル能 | 運転・設備 | 2,000万円 | 10年 | 1.75 |
| 八峰町 | マル樺 | | 1,000万円 | | |
| 三種町 | マル三 | | 2,000万円 | | |
| 藤里町 | マル藤 | | 1,000万円 | | |
| 由利本荘市 | マル荘 | 運転・設備 | 2,000万円 | 7年 | 1.95 |
| にかほ市 | マルに | | 2,000万円 | 10年 | |
| 大仙市 | マル仙 | 運転・設備 | 2,000万円 | 10年 | 1.75 |
| 北仙市 | マルセ | | 2,000万円 | | |
| 美郷町 | マル美 | | 1,500万円 | | |
| 横手市 | マル横 | 運転・設備 | 2,000万円 | 10年 | 1.75 |
| 湯沢市 | マルゆ | | 2,000万円 | | |
| 羽後町 | マル羽 | | 2,000万円 | | |
| 東成瀬村 | マル東 | 運転・設備 | 1,000万円 | 10年 | 1.75 |
| | | | 2,000万円 | | |

② 小規模事業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 従業員数20名以下（商業・サービス業の場合は5名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000万円以内となる小規模事業者の方が対象となります。

| 市町村名 | 略称 | 資金用途 | 借入限度額 | 借入期間 | 借入金利 (%) |
|-------|------|---------|---------|------|----------|
| 秋田市 | マル市小 | 運転・設備 | 2,000万円 | 10年 | 1.55 |
| 男鹿市 | マル男小 | | 1,500万円 | | |
| 潟上市 | マルK小 | | 1,250万円 | | |
| 五城目町 | マル五小 | | 1,000万円 | | |
| 八郎潟町 | マル八小 | | 1,000万円 | | |
| 井川町 | マル井小 | | 1,000万円 | | |
| 大潟村 | マル潟小 | 1,000万円 | | | |
| 大館市 | マル大小 | 運転・設備 | 1,250万円 | 10年 | 1.55 |
| 鹿角市 | マル鹿小 | | 2,000万円 | | |
| 能代市 | マル能小 | 運転・設備 | 2,000万円 | 10年 | 1.55 |
| 八峰町 | マル樺小 | | 1,000万円 | | |
| 三種町 | マル三小 | | 2,000万円 | | |
| 藤里町 | マル藤小 | | 1,000万円 | | |
| 由利本荘市 | マル荘小 | 運転・設備 | 2,000万円 | 7年 | 1.75 |
| にかほ市 | マルに小 | | 2,000万円 | 10年 | |
| 大仙市 | マル仙小 | 運転・設備 | 1,250万円 | 10年 | 1.55 |
| 北仙市 | マルセ小 | | 1,250万円 | | |
| 美郷町 | マル美小 | | 1,250万円 | | |
| 横手市 | マル横小 | 運転・設備 | 1,250万円 | 10年 | 1.55 |
| 湯沢市 | マルゆ小 | | 2,000万円 | | |
| 東成瀬村 | マル東小 | | 1,000万円 | | |
| | | | 2,000万円 | | |

③ 創業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 不動産取得に係る資金は対象外となります。（秋田市を除く）

| 市町村名 | 略称 | 資金用途 | 借入限度額 | 借入期間 | 借入金利 (%) |
|------|-------|-------|---------|------|-------------|
| 秋田市 | マル市創業 | 運転・設備 | 2,000万円 | 10年 | 1.55 (1.75) |
| 秋田市 | マル市無 | | 500万円 | | |
| 男鹿市 | マル男創業 | | 1,000万円 | | |
| 五城目町 | マル五創業 | | 1,000万円 | | |
| 八郎潟町 | マル八創業 | | 1,000万円 | | |
| 井川町 | マル井創業 | | 1,000万円 | | |
| 大館市 | マル大創業 | 運転・設備 | 1,000万円 | 10年 | 1.55 |
| 鹿角市 | マル鹿創業 | | 1,000万円 | | |
| 小坂町 | マル坂創業 | | 1,000万円 | | |
| 能代市 | マル能創業 | 運転・設備 | 1,000万円 | 10年 | 1.55 |
| 八峰町 | マル樺創業 | | 1,000万円 | | |
| 三種町 | マル三創業 | | 2,000万円 | | |
| 藤里町 | マル藤創業 | | 1,000万円 | | |
| にかほ市 | マルに創業 | 運転・設備 | 1,000万円 | 10年 | 1.75 |
| 大仙市 | マル仙創業 | 運転・設備 | 1,000万円 | 10年 | 1.55 |
| 北仙市 | マルセ創業 | | 1,000万円 | | |
| 美郷町 | マル美創業 | | 1,000万円 | | |
| 横手市 | マル横創業 | 運転・設備 | 1,000万円 | 10年 | 1.55 |

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。（各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。）
- 保証料は各市町村で全額または一部を補給しております。
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

専門家派遣について

秋田県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者の皆様が**強みを伸ばし、課題を解決**するためのお手伝いとして専門家派遣を実施しています。

無料でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

例えば、
こんな時に

- もっと販路を開拓したい
- 他の企業と協力して、より特色ある事業展開をしたい
- 新しいメニューを開発したい
- 経営改善計画を策定したい
- 店舗のディスプレイやパッケージデザインを工夫して、売上アップにつなげたい
- など

ご利用いただける方

専門家による診断助言が必要であると認められ、現に当協会をご利用されている方、または新たに当協会をご利用いただける見込みの方。これから創業を予定している方もご利用いただけます。

1企業につき、2年まで連続利用可能です。※お申し込みは1企業につき年1回です。

専門家の分野

経営全般の他、マーケティング、生産管理、商品開発、パッケージデザイン、税務会計など様々な分野の専門家があり、お客様のニーズに応じてきめ細かな対応が可能です。

【専門家派遣に関するお問い合わせ】 経営支援課 TEL018 (863) 9015

創業支援について

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会創業支援チームが、創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

女性の方の創業に関するご相談は、女性創業支援チームポラリスがお受けします。

企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みなどを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行います。

起業家交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安感の解消や人脈の形成のお手伝いとして、起業家同士の交流会の場をご提供します。

支援メニューの提供

創業のための準備や創業に関する保証制度、関係機関の補助金や相談窓口などの情報をご提供します。

事業承継支援について

当協会では、経営者の高齢化、後継者不在による事業承継問題が深刻化している状況を踏まえ、事業承継をお考えのお客様に対して、様々な支援を行います。

企業訪問・支援機関との連携

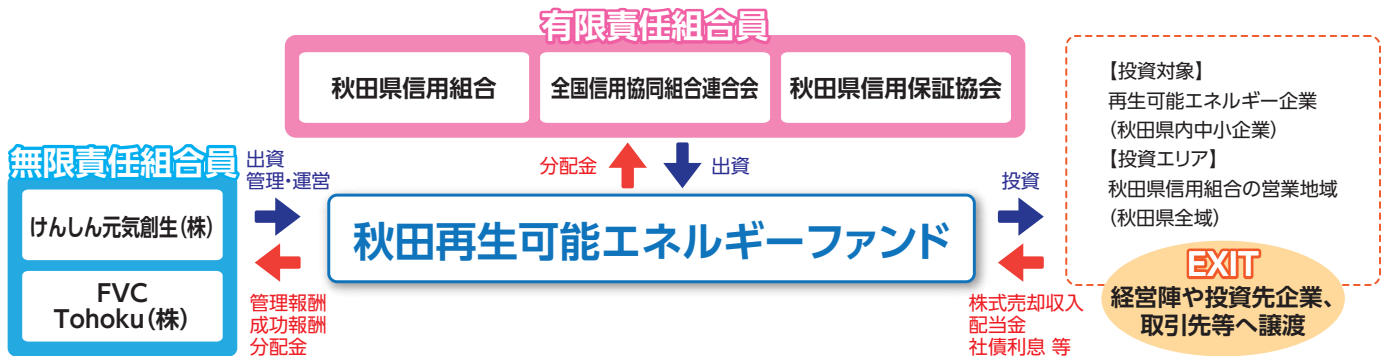
将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、事業承継相談機関等へ紹介するなど具体的な手続きのお手伝いをします。

金融支援

企業間買収 (M&A) や従業員等による企業買収 (EBO) など、事業承継の形態に応じてご利用できる特別保証制度をご用意しております。

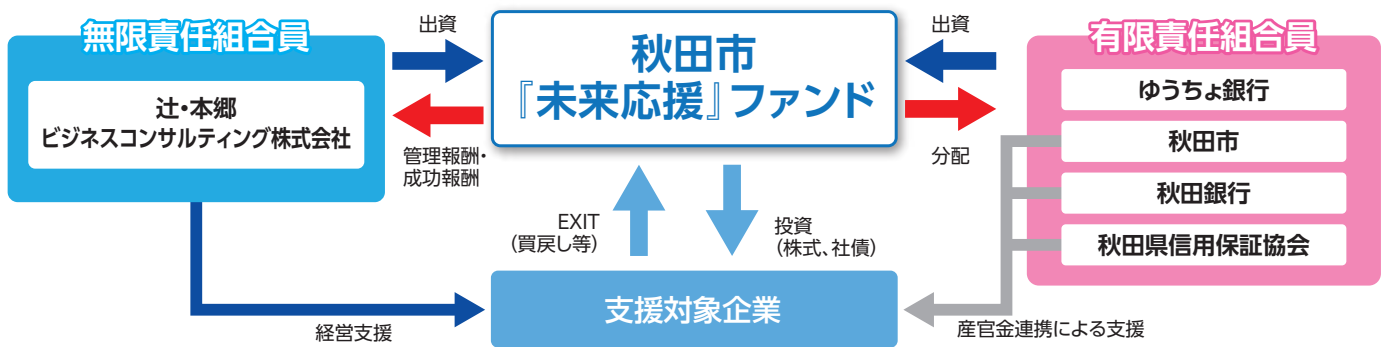
「秋田再生可能エネルギーファンド」のご案内

当協会では、自然豊かな秋田県の強みを活かして再生可能エネルギー関連事業に取り組み、県内中小企業者・小規模事業者の皆様への応援を一層強化すると共に、地方創生に貢献することを目的として「秋田再生可能エネルギーファンド」に出資しています。



「秋田市『未来応援』ファンド」のご案内

当協会では、秋田市内で新たに事業を立ち上げるベンチャー企業や新事業展開、事業承継を検討される中小企業者・小規模事業者の皆様への応援を一層強化すると共に、地方創生に貢献することを目的として「秋田市『未来応援』ファンド」に出資しております。



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>

本 所 〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)

| | | |
|--------|------------------------|---------------------------------------|
| 総務企画部 | TEL 018 (863) 9011 | FAX 018 (863) 9188 |
| 経営支援部 | TEL 018 (863) 9015 | FAX 018 (863) 9188 |
| 秋田東営業室 | TEL 018 (863) 9016 | FAX 018 (863) 9010 |
| 秋田西営業室 | TEL 018 (863) 9018 | FAX 018 (863) 9010 |
| 大館支所 | 〒017-0897 大館市字三の丸90番地 | TEL 0186 (49) 2281 FAX 0186 (49) 2280 |
| 能代支所 | 〒016-0817 能代市上町 6番28号 | TEL 0185 (54) 2377 FAX 0185 (55) 2264 |
| 本荘支所 | 〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4 | TEL 0184 (22) 5330 FAX 0184 (22) 5332 |
| 大曲支所 | 〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号 | TEL 0187 (63) 1811 FAX 0187 (63) 1812 |
| 横手湯沢支所 | 〒013-0046 横手市神明町2番27号 | TEL 0182 (32) 2361 FAX 0182 (32) 2363 |